

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成17年12月21日

京都市長 榎 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所  
株式会社 古今東西堂  
代表取締役 東原 一夫  
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地1 烏丸ビル5階
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
古今東西堂河原町ビル  
京都市中京区河原町通蛸薬師上ル
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日  
平成18年3月1日
- 3 届出年月日  
平成17年12月6日

（産業観光局商工部商業振興課）